

五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、地域の産業振興及び雇用拡大を図り、若年層に町の回帰を促すとともに、地域経済を活性化させることを目的として、町内で新たに起業した者に対し、当該年度の予算の範囲内で五戸町の未来を創る起業支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則(平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「起業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者として、個人事業の開業届出又は法人の設立登記をすることをいう。ただし、町内に主たる事務所の所在を有しなければならない。
- (2) 「起業した者」とは、起業をし、その代表者となった者をいう。ただし、新たな法人設立において、みなし大企業となる場合は、起業する者に含めない。
- (3) 「みなし大企業」とは、発行済み株式総数又は出資金の2分の1以上を1つの大企業が所有している企業、又は発行済み株式総数又は出資金の3分の2以上を複数の大企業が所有している企業をいう。
- (4) 「主たる事務所の所在」とは、個人事業の開業届出又は法人の設立登記の際に記載した住所のことをいう。ただし、住所と事務所が異なる場合は、事務所に係る公共料金等の領収書等に記載されている住所をいう。
- (5) 「移住」とは、町外から五戸町内に住所を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく転入の届出を行うことをいう。
- (6) 「移住者」とは、転入の届出に記載した異動日において町内に住所を有することとなった者であって、当該異動日前3年以内において町内に住所を有していなかった者をいう。ただし、当該3年以内に町内に住所を有していた期間が通算して3月以下であり、かつ、当該住所を有していた最終の日から当該異動日までの期間が1年以上であるときは、住所を有していなかったものとみなす。
- (7) 「特定創業支援等事業」とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第113条により認定を受けた五戸町創業支援等事業計画(以下「創業支援事業計画」という。)における特定創業支援等事業をいう。
- (8) 「空き家」とは町内に居住を目的として建築され、かつて使用されていた町内に存在する建物をいう。ただし、アパート等賃借を目的とした建物を除く。
- (9) 「空き店舗」とは元の店舗が閉鎖した状態の店舗をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての事項に該当する起業した者、又はその他町長が認める者とする。

- (1) 申請年度の4月1日の属する年の前々年の4月1日から第6条に規定する募集期間の末日までの間に起業したこと。
- (2) 特定創業支援等事業の支援を受けた者であること。
- (3) 町が実施する他の起業・創業等に係る補助金等の適用を受けていないこと。
- (4) 法令順守上の問題を抱えていない者であること。
- (5) 申請を行う者又は設立した法人の役員が暴力団等の反社会的勢力でなく、か

つ反社会的勢力との関係を有していない者であること。

(交付対象事業)

第4条 交付対象者の営む事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業、又はその他町長が認める事業とする。

- (1) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であること。
- (2) 主たる事務所に代表者を含めて1人以上が勤務し営む事業であること。
- (3) 特定創業支援等事業を受けた事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。（支援金の額）

第5条 交付する支援金の額は、支援金基礎額として30万円以内の額に、次の各号に定める加算金のうち申請者が選択するいずれか一の加算金の額を加えた額とする。

- (1) 移住加算金 起業した者が、申請年度の4月1日の属する年の前々年の4月1日から次条に規定する募集期間の末日までの間に移住した者である場合、20万円以内を加算する。
 - (2) 空き家・空き店舗活用加算金 町内の空き家又は空き店舗で、不動産貸付けを主たる目的とする建物を除く建物を購入し、又は賃借して起業する場合、20万円以内を加算する。
- 2 支援金は、同一の者に対し一回に限り交付する。この場合において、「同一の者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 申請者と過去に支援金の交付を受けた者が同一の個人であるとき。
 - (2) 申請者である法人と過去に支援金の交付を受けた法人が同一の法人（法人格を同じくするものをいう。以降の号において同じ。）であるとき。
 - (3) 申請者である個人事業主と過去に支援金の交付を受けた法人の代表者が同一の個人であるとき。
 - (4) 申請者である法人の代表者と過去に支援金の交付を受けた個人事業主が同一の個人であるとき。
 - (5) 申請者である法人の代表者と過去に支援金の交付を受けた他の法人の代表者が同一の個人であるとき。

(募集期間)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める募集期間内に申請しなければならない。

2 町長は、前項の募集期間を定めたときは、町の広報誌、ホームページその他の方法により公表するものとする。

(支援金の交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五戸町の未来を創る起業支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 開業届出の写し又は法人の設立登記の事実が分かる書類
- (2) 納税状況確認同意書（様式第2-1号）又は町税に滞納がないことを証明する書類（以下「町税確認書類」という。）。ただし、移住者にあつては、移住者に

係る誓約書及び同意書（様式第2-2号）（以下「様式第2-2号」という。）又は町税確認書類及び様式第2-2号とする。

- (3) 代表者の住民票抄本及び法人の場合にあっては当該法人の登記事項証明書
- (4) 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- (5) 支援金受給歴に係る申告書（様式第3号）
- (6) 別に定める事業計画書
- (7) その他町長が必要と認める書類

（支援金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による申請書等の提出を受けた場合は、書類の審査により、支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、交付又は不交付を決定するものとする。

2 町長は、支援金の交付の決定をする場合において、支援金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

3 町長は、支援金の交付を決定したとき並びに決定内容及び条件を付したときは、五戸町の未来を創る起業支援金交付決定兼確定通知書（様式第4号）にて当該申請者に通知するものとする。

4 町長は、支援金の不交付の決定をしたときは、五戸町の未来を創る起業支援金不交付決定通知書（様式第5号）にて当該申請者に通知するものとする。

（支援金交付申請書の取下げ）

第9条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、若しくはその他の理由により支援金交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

（支援金の請求）

第10条 事業者は、第8条第3項の規定による通知を受け、支援金を請求するときは、五戸町の未来を創る起業支援金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（支援金の取消し）

第11条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 支援金の交付の決定内容及びこれに基づく町長の処分違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (3) 支援金の交付の決定の日から起算して3年を経過する日までの間に、対象事業を廃止し、又は主たる事務所を町外に移転したとき。
- (4) 空き家・空き店舗活用加算金の交付を受けた事業者にあつては、支援金の交付の決定の日から起算して3年を経過する日までの間に、当該加算金の交付対象となった空き家又は空き店舗における対象事業を廃止したとき、又は当該物件から対象事業を他の場所に移転したとき。
- (5) 移住加算金の交付を受けた事業者にあつては、支援金の交付の決定の日から起算して3年を経過する日までの間に、当該加算金の交付対象となった代表者が町外に転出したとき。

2 町長は、前項第3号から第5号までに該当する場合であっても、災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、同項の規定による取消しを行わないことができる。

(届出及び報告)

第 12 条 事業者は、支援金の交付の決定の日から起算して3年を経過する日までの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに廃業等届出書(様式第7号)により、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 対象事業を廃止したとき。
- (2) 主たる事務所を町外に移転したとき。
- (3) 空き家・空き店舗活用加算金の交付を受けた場合にあつては、当該加算金の交付対象となった空き家又は空き店舗における対象事業を廃止したとき、又は当該物件から対象事業を他の場所に移転したとき。
- (4) 移住加算金の交付を受けた場合にあつては、当該加算金の交付対象となった代表者が町外に転出したとき。

2 事業者は、支援金の交付の決定の日の属する事業者の事業年度(個人事業主にあつては暦年。以下この条において「事業年度」という。)から、支援金の交付の決定の日から起算して3年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度について、当該事業年度終了の日の属する町の会計年度の翌年度の4月から5月末日までの間に、対象事業の継続状況について事業継続状況報告書(様式第8号)を町長に報告しなければならない。

(支援金の返還)

第 13 条 町長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命ずる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合 既に交付した支援金の全額
- (2) 第 11 条第 1 項第 3 号に該当する場合 既に交付した支援金の全額
- (3) 第 11 条第 1 項第 4 号に該当する場合(第 1 号又は前号に該当する場合を除く。) 既に交付した空き家・空き店舗活用加算金の額
- (4) 第 11 条第 1 項第 5 号に該当する場合(第 1 号又は前号に該当する場合を除く。) 既に交付した移住加算金の額

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則 (令和8年五戸町告示第66号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日に五戸町の未来を創る起業支援金の交付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

五戸町長 様

住 所
氏 名
T E L
F A X
e-mail

五戸町の未来を創る起業支援金交付申請書

五戸町の未来を創る起業支援金の交付を受けたいので、五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 万円
(うち加算金 万円)
加算金の種類 (該当に☑)
 移住加算金
 空き家・空き店舗活用加算金

令和 年 月 日

納税状況確認同意書

五戸町長 様

住 所

氏 名

私は、五戸町の未来を創る起業支援金交付制度への申込みに当たり、五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第7条第2号の規定に基づき、次の税目について滞納がない旨証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

- ・ 法人町民税（個人の場合は、町県民税）
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 個人又は個人事業主の場合は、国民健康保険税

令和 年 月 日

移住者に係る誓約書及び同意書

五戸町長 様

住 所

氏 名

私は、五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第2条第6号に規定する移住者として、本支援金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約及び同意します。

【誓約事項】

- 1 前住所地（五戸町への転入前の住所地）における市町村民税（これに相当する税を含む。）に滞納がないこと。

【同意事項】

- 2 五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第2条第6号に規定する移住者の要件の確認のため、住民基本台帳その他の記録により私の転入及び転出に係る履歴を確認すること。

これらの誓約又は同意に虚偽又は違反があった場合は、同要綱第11条及び第13条の規定により支援金の交付決定が取り消され、既に交付を受けた支援金を返還することに異議はありません。

【注意事項】

- 1 本誓約書は、移住者（交付要綱第2条第6号）として本支援金の交付を申請する場合に提出してください。
- 2 「市町村民税」には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等を含みます。
- 3 複数の前住所地がある場合は、転入直前の住所地について本誓約の対象とします。

令和 年 月 日

五戸町の未来を創る起業支援金受給歴に係る申告書

五戸町長 様

住 所

氏 名

私は、五戸町の未来を創る起業支援金交付制度への申込みに当たり、五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

1. 申請区分（該当に☑）

- 個人事業主として申請する。
 法人として申請する。

2. 過去の支援金受給歴

- 私（個人事業主として申請する場合の申請者又は申請法人の代表者）は、過去に本支援金の交付を受けたことはなく、かつ、同要綱第5条第2項各号のいずれにも該当しません。
- 申請法人（法人として申請する場合に限る。）は、過去に本支援金の交付を受けたことはありません。（法人格を同じくするものを含む。）

この申告に虚偽があった場合は、同要綱第11条の規定により支援金の交付決定が取り消され、既に交付を受けた支援金を返還することに異議はありません。

【注意事項】

- 1 本申告書は、全ての申請者が提出してください。
- 2 過去の受給歴の判定は、申請者本人（個人事業主）又は申請法人の代表者を基準とします。

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

五戸町長

五戸町の未来を創る起業支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった五戸町の未来を創る起業支援金については、五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することとしたので通知します。

記

1. 支援金の額 金 円
2. その他条件等

様式第5号（第8条関係）

第 年 月 日

様

五戸町長

印

五戸町の未来を創る起業支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった五戸町の未来を創る起業支援金については、不交付と決定したので、五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

五戸町の未来を創る起業支援金請求書

五戸町長

様

請求者 住所
氏名

年 月 日付 第 号で交付の決定兼確定の通知を受けた五戸町の未来を創る起業支援金として、五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

<振込先 ※必ず事業用口座であること>

金融機関 本支店名	
(フリガナ) 口座名義	
預金種別 口座番号	

※上記の情報が分かる通帳の写し及び事業取引の履歴が分かる書類等の写しも添付すること。

発行責任者：		
連絡先：	—	—
担当者：		
連絡先：	—	—

廃業等届出書

五戸町長 様

住 所

氏 名

五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり事業の継続状況を報告します。

交付決定年月日	
交付決定番号	
届出事由 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 対象事業を廃止した。 <input type="checkbox"/> 主たる事務所を町外に移転した。 <input type="checkbox"/> 空き家・空き店舗活用加算金対象物件における対象事業を廃止した。(当該物件から対象事業を他の場所に移転した場合を含む。) <input type="checkbox"/> 移住加算金対象の代表者が町外に転出した。
事由発生年月日	
事由発生の経緯	
やむを得ない事情の有無 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 災害、疾病その他やむを得ない事情がある。 (具体的事由：)
連絡先(電話番号)	
備考	

【注意事項】

- 1 本届出書は、支援金の交付の決定の日から起算して3年を経過する日までの間に届出事由に該当することとなったときに、速やかに提出してください。
- 2 事由発生の経緯を証明する資料(廃業届の写し、賃貸借契約解除通知の写し、転出届の写し等)を添付してください。
- 3 やむを得ない事情がある場合は、それを証明する資料(り災証明、医師の診断書等)を添付してください。町長が認めるときは、支援金の取消し及び返還命令を行わないことがあります。
- 4 本届出の内容により、交付要綱第11条の規定に基づく支援金の交付の決定の取消し及び同要綱第13条の規定に基づく返還命令を行う場合があります。

年 月 日

事業継続状況報告書

五戸町長

様

住 所

氏 名

五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり事業の継続状況を報告します。

交付決定年月日	
交付決定番号	
報告対象期間	から まで
事業の継続状況 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 対象事業を継続している。 <input type="checkbox"/> 対象事業を休止している。 (再開予定時期：) <input type="checkbox"/> 対象事業を廃止した。 (廃止年月日：)
主たる事務所の所在地 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 交付決定時と同一（五戸町内） <input type="checkbox"/> 町内で移転 (移転先：) <input type="checkbox"/> 町外に移転 (移転先：)
代表者の住所地 (移住加算金該当の場合のみ記入) (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 五戸町内に住所登録がある。 <input type="checkbox"/> 町外に転出した。 (転出年月日：)
加算金対象物件の状況 (空き家等活用加算該当の場合のみ記入) (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 交付決定時の物件で対象事業を継続している。 <input type="checkbox"/> 当該物件から対象事業を他の場所に移転した。 (移転日：) (移転先：) <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 当該物件における対象事業を廃止した。 (廃止年月日：)
雇用状況	フルタイム： 人、パートタイム： 人
備考	

【注意事項】

- 1 本報告書は、支援金の交付の決定の日の属する事業者の事業年度（個人事業主にあつては暦年）から、支援金の交付の決定の日から起算して3年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度について、当該事業年度の終了の日の属する町の会計年度の翌年度の4月から5月末日までの間に提出してください。
- 2 報告内容に関する事業継続状況が確認できる資料（確定申告書の写し等）を添付してください。
- 3 廃止、町外移転、代表者の町外転出等に該当することとなった場合は、本報告書とは別に、速やかに廃業等届出書（様式第7号）により届け出てください。